

広島県告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年七月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町古川字埵五三六九の一・五三六九の一・五三六九の一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五三六九の八から五三六九の一〇まで、五三六九の一・五三六九の一五、字仁後五六九四の一・五六九七の一・五六九七の五・五八〇六の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五六九四の二、五六九七の九、五六九七の一〇、五八〇五の三、五八〇六の二、五八一〇の九、五八一〇の一・二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）